

令和4年度税制改正要望の概要

令和3年8月
沖縄県

沖縄関係税制の措置期限

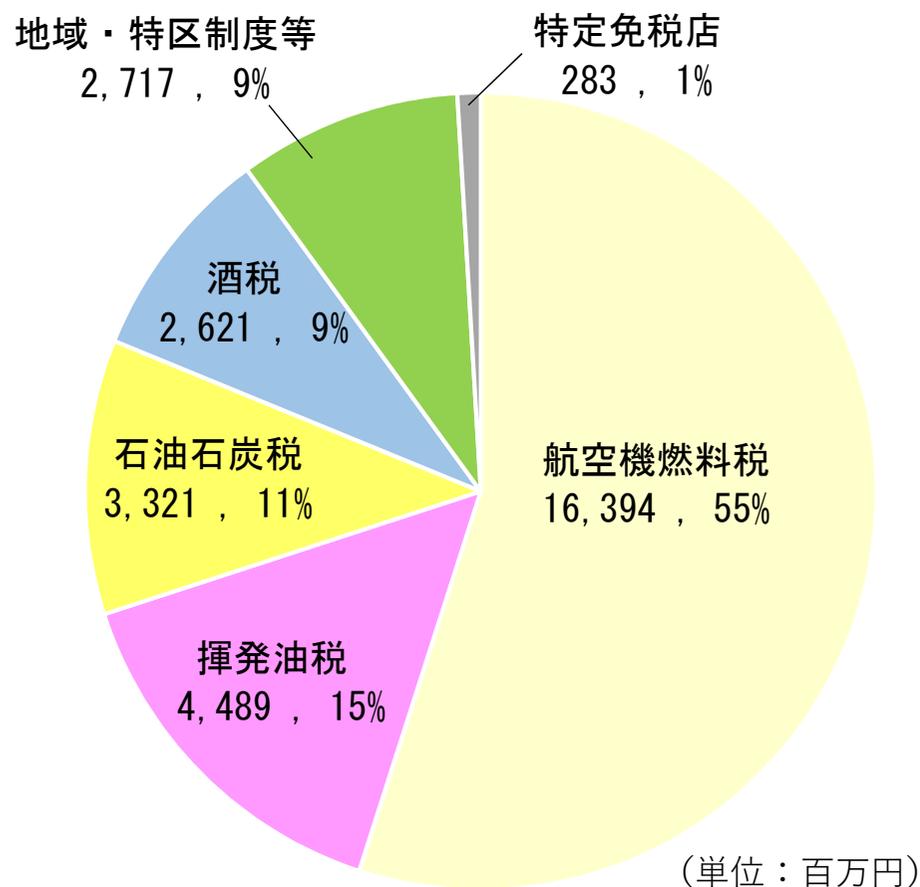
制度名		優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1	観光地形成促進地域 (沖振法)	投資税額控除（建物等8%、機械等15%）						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
2	情報通信産業振興地域・特別地区 (沖振法)	所得控除（40%） 投資税額控除（建物等8%、機械等15%）						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
3	産業高度化・事業革新促進地域 (沖振法)	投資税額控除（建物等8%、機械等15%） 特別償却（建物等20%、機械等34%）						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
4	国際物流拠点産業集積地域 (沖振法)	所得控除（40%） 投資税額控除（建物等8%、機械等15%） 特別償却（建物25%、機械等50%）						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
5	経済金融活性化特別地区 (沖振法)	所得控除（40%） 投資税額控除（建物等8%、機械等15%） 特別償却（建物25%、機械等50%） エンジェル税制	金融特区					H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
6	離島の旅館業に係る減価償却の特例措置 (沖振法)	特別償却（建物等8%）						H29.3.31	H31.3.31	R3.3.31		R4.3.31	
7	酒税の軽減措置 (復帰特措法)	酒税の軽減（泡盛35%、ビール等20%）						H29.5.14	H31.5.14	R3.5.14		R4.5.14	
8	航空機燃料税の軽減措置 (沖振法)	航空機燃料税の軽減	H26.3.31					H29.3.31	R2.3.31			R4.3.31	
9	沖縄型特定免税店制度 (沖振法)	関税の免除						H29.3.31	R2.3.31			R4.3.31	
10	沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免除 (沖振法)	石油石炭税の免除						H27.3.31	R2.3.31			R4.3.31	
11	電力の償却資産に係る特例措置 (地方税法)	固定資産税の軽減						H27.3.31	R2.3.31			R4.3.31	
12	揮発油税等の軽減措置 (復帰特措法)	揮発油税等の軽減						H27.5.14	R2.5.14			R4.5.14	
13	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除 (跡地法)	譲渡所得控除										R4.3.31	

※ 「沖振法」→沖縄振興特別措置法 「復帰特措法」→沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

「跡地法」→沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法 「地方税法」→地方税法

沖縄関係税制による国税優遇措置の適用額

令和元年度の国税の適用額は、約 2 9 8 億円



地域・特区制度等の内訳

(単位：百万円)

地域・特区制度等	R元適用額
国際物流拠点産業集積地域	1, 2 7 7
情報通信産業振興地域・特区	5 6 2
産業高度化・事業革新促進地域	4 3 9
経済金融活性化特別地区	1 3 8
観光地形成促進地域	5 3
離島旅館業の特別償却	2 4 8
合計	2, 7 1 7

※ 1 「駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除」は、適用実績の捕捉が困難なため上記実績額に含めていない。

※ 2 「沖縄電力の償却資産に係る固定資産税軽減」は、地方税の軽減措置のため上記実績額に含めていない。

沖縄関係税制の適用実績（平成24年度～令和元年度）

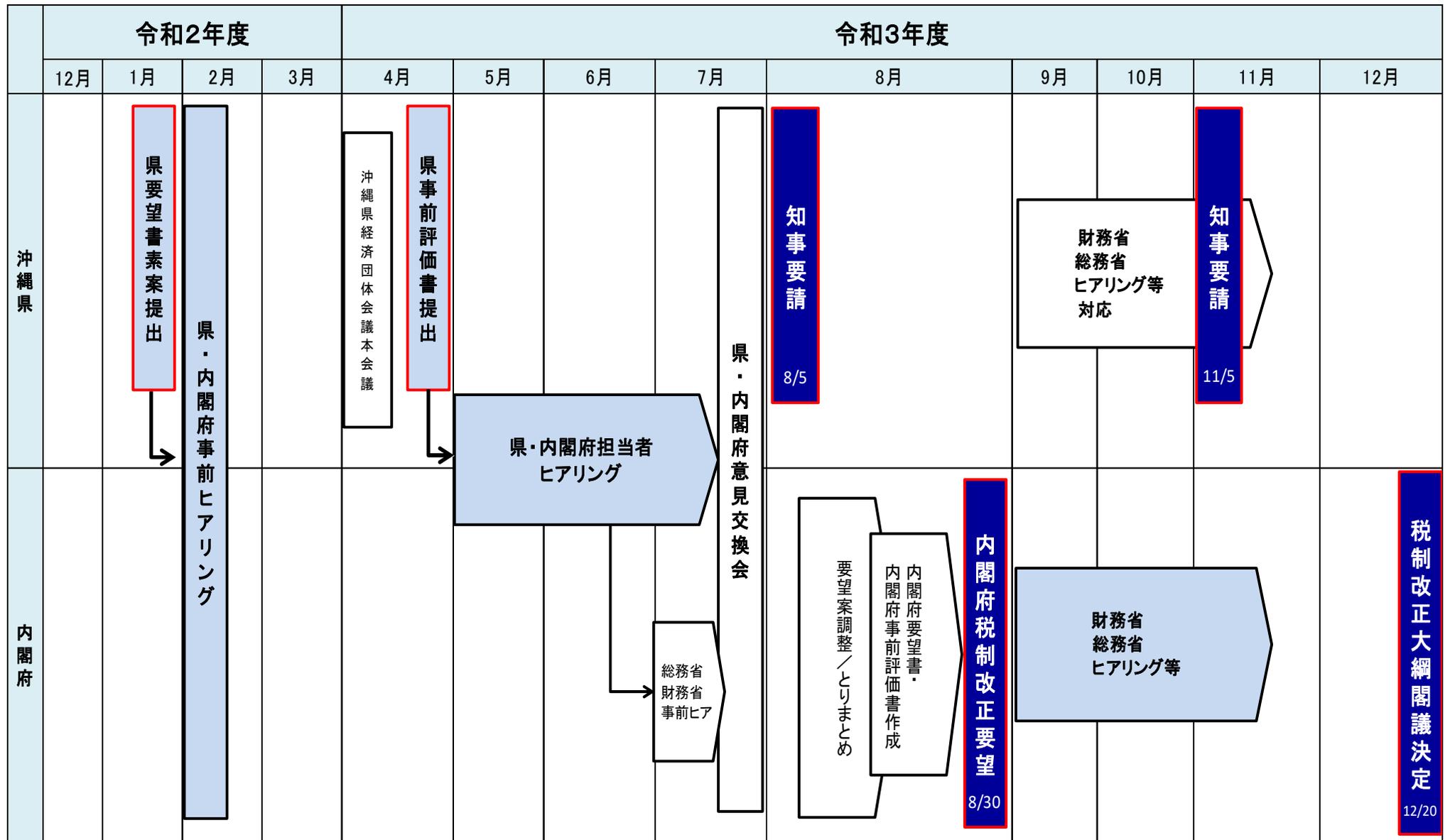
（単位：件、百万円）

No.	制度名	措置	H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		制度別・累計	
			件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額												
1	観光地形成促進地域	国税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	15	3	53	6	70
		地方税	1	3	2	5	1	1	3	2	8	36	9	16	13	20	14	20	51	103
2	情報通信産業振興 地域・特別地区	国税	12	854	11	680	13	693	15	860	21	709	18	539	17	553	21	562	128	5,450
		地方税	72	342	93	414	106	602	123	546	127	486	136	405	130	336	137	246	924	3,377
3	産業高度化・事業革新 促進地域	国税	8	230	30	707	35	440	31	438	23	317	30	629	28	374	26	439	211	3,574
		地方税	109	222	94	978	140	1,062	163	1,075	186	1,365	190	1,194	190	637	191	423	1,263	6,956
4	国際物流拠点産業 集積地域	国税	2	28	2	13	5	23	8	136	16	176	38	503	52	808	59	1,277	182	2,964
		地方税	21	43	24	11	31	20	34	23	37	26	79	87	172	239	179	339	577	788
5	経済金融活性化 特別地区	国税	0	0	0	0	0	0	4	99	6	144	7	55	8	354	7	138	32	790
		地方税	2	1	2	7	2	8	2	20	8	18	11	23	17	29	23	83	67	189
6	離島の旅館業の 特別償却	国税	1	8	1	71	0	0	0	0	1	80	2	186	1	4	3	248	9	597
		地方税	61	128	70	139	84	210	84	131	93	116	103	138	89	267	108	161	692	1,290
7	沖縄型特定免税店制度	国税	1	325	1	370	1	338	1	294	1	278	1	285	1	281	1	283	8	2,454
8	航空機燃料税の 軽減措置	国税	10	12,062	10	13,513	10	14,648	10	14,832	10	15,536	10	15,780	10	15,848	10	16,394	80	118,613
9	沖縄発電用特定石炭等に 係る石油石炭税の免除	国税	1	2,040	1	2,524	1	2,875	1	2,994	1	3,368	1	3,344	2	3,142	2	3,321	10	23,608
10	沖縄電力の償却資産に 係る固定資産税軽減	地方税	1	1,006	1	1,334	1	1,338	1	1,281	1	1,250	1	1,215	1	1,178	1	1,144	8	9,746
11	酒税の軽減措置	国税	49	3,369	48	3,305	48	3,125	48	3,116	48	3,036	48	2,910	48	2,726	48	2,621	385	24,208
12	揮発油税等の軽減措置	国税	/	4,603	/	4,643	/	4,609	/	4,704	/	4,825	/	4,787	/	4,710	/	4,489	/	37,370
年度別・累計		国税	84	23,519	104	25,826	113	26,751	118	27,473	127	28,469	156	29,020	169	28,815	180	29,825	1,051	219,698
		地方税	267	1,745	286	2,888	365	3,241	410	3,078	460	3,297	529	3,078	612	2,706	653	2,416	3,582	22,449
合計			351	25,264	390	28,714	478	29,992	528	30,551	587	31,766	685	32,098	781	31,521	833	32,241	4,633	242,147

※出典：国税のうち、No 1～6は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、その他の国税及び地方税は、沖縄県調べ。

※「駐留軍用地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除」は、適用実績の捕捉が困難なため記載なし。

令和4年度税制改正スケジュール（想定）



※ 令和3年度税制改正では、新型コロナウイルス感染症の影響により内閣府税制改正要望までのスケジュールが1ヶ月遅れたため、令和2年度税制改正のスケジュールを参考に作成。

新たな制度の創設

- クリーンエネルギー導入支援
- 人材投資の促進
- 沖縄イノベーション特別地区

クリーンエネルギー導入支援【新規】

(1) 制度要望の概要

【概要】

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー活用設備導入等に係る民間投資を誘発し、本県のクリーンエネルギーの導入拡大及びエネルギーの地産地消化を実現するための制度。

固定資産税の課税標準の特例（課税標準、取得後3年間2/3以内 等）

【対象者】 民間事業者、個人、地方公共団体等

【対象設備】

- ①再生可能エネルギー活用設備（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、EMS、蓄電池等）
※EMSとは、再生可能エネルギーなどを効率的に活用するためのエネルギーマネジメントシステムのこと。
- ②ガス供給設備（LNGサテライト、県産水溶性天然ガス活用設備等）
- ③コージェネ設備（コージェネレーション設備、燃料電池等） 等



住宅用太陽光

出典：宮古島未来エネルギープレス資料



可倒式風力発電設備

出典：沖縄電力資料



コージェネ設備

出典：糸満市プレス資料



水溶性天然ガス活用設備

出典：タビック沖縄Webサイト

ガス供給事業の用に供する天然ガスに係る石油石炭税の免除

【対象者】 ガス供給事業に用する資産を取得する者

【対象】 ・ガス供給事業の用に供する天然ガス
・自家消費される県産水溶性天然ガス

(2) クリーンエネルギー導入拡大のイメージ

再エネ活用設備等への民間投資の誘発（**固定資産税の軽減措置、補助事業**）
・再生可能エネルギー電源比率及びエネルギー自給率の向上
・温暖化ガス排出量係数の低いエネルギーへの転換（化石燃料依存度低減）

成果目標（2030年度）：

<再エネ電源比率> 現状 7.5%（国：18%） ⇒ 18%※（2倍以上増）
<エネルギー自給率> 現状 2.4%（国：11.8%） ⇒ 5%※（同上）

※R3.3策定の県エネルギー計画における目標値。国がR3.4に表明した「2030年の温室効果ガス46%削減」を受け、見直しを検討中。

長期目標（2050年度）：エネルギーの脱炭素化

(3) 必要性

- SDGsの観点や国の政策を踏まえ、沖縄県においても、2050年度カーボンニュートラルを目指し、**2021年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を策定し、脱炭素化を強力に進める方針**である。
- しかしながら、沖縄県のような島嶼地域では、
 - ①地形的な制約から**大規模な水力発電が活用できない**
 - ②**小規模独立系統**ゆえに火力発電のような出力調整が容易な発電手段が必要
 - ③**輸送、塩害腐食対応等により設備の導入、維持管理コストが高くなる**
 等の理由により、再生可能エネルギーの導入が進みにくい。
- 脱炭素社会の実現に向け、今後はこれまで沖縄県で行った宮古島のエネルギーマネジメントシステム（EMS）活用による再エネ最大化実証や、波照間島での再エネ100%供給等の実証事業成果の県内他地域への積極的な展開や、再生可能エネルギーなどのクリーンエネルギーの民間投資の誘発等により、**島しょ地域におけるクリーンエネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消化を推進**し、我が国に多数存在する離島地域や世界の島しょ地域の先行となる、**戦略的なクリーンエネルギー導入拡大モデル地域となり、我が国の再エネ主力化に貢献**する。

(4) 活用見込み（適用額）

事業者ヒアリングによる石油石炭税免除額及び固定資産税の軽減額

（百万円）

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
①ガス供給事業等の用に供する天然ガスに係る石油石炭税の免除措置	73	86	97	108	119	131	141	153	164	174	1,246
②再生可能エネルギー活用設備に係る固定資産税の軽減措置	0	74	152	233	270	262	303	333	368	368	2,363
③ガス供給設備に係る固定資産税の軽減措置	0	31	40	58	123	134	136	138	141	180	982
④コージェネ設備等に係る固定資産税の軽減措置	0	1	2	3	3	4	4	4	4	4	29
⑤先進船舶に係る固定資産税の軽減措置	0	0	0	0	60	56	51	167	214	257	804
合計	73	192	292	403	574	586	635	795	891	983	5,424

人材投資の促進【新規】

(1) 制度要望の概要

【概要】

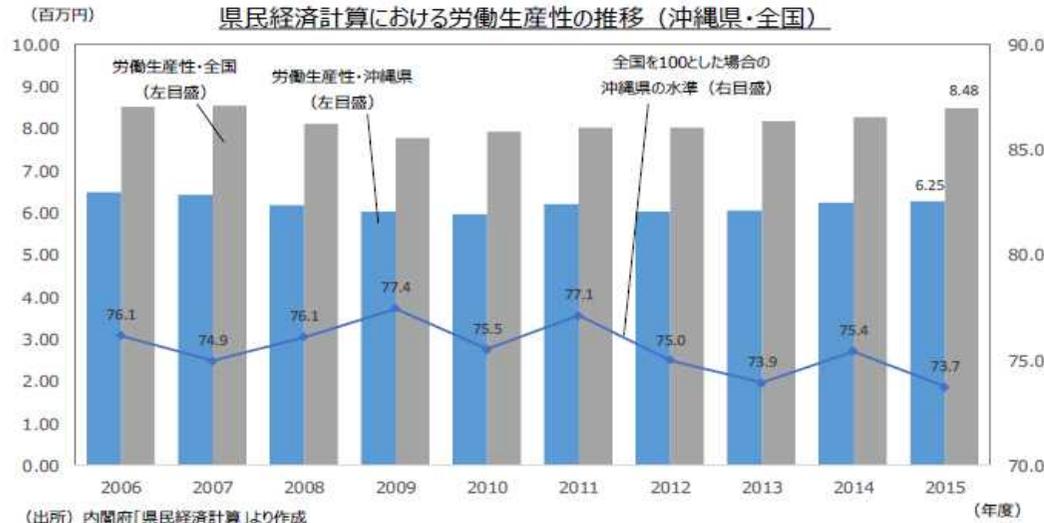
県内に所在する青色申告書を行う法人（中小企業者）の人材投資に要した経費（教育・訓練に要する費用）について、税制上の優遇措置を創設する。

【対象者】 中小企業者 ※個人事業主については調整中

(2) 現状・課題認識

- ・本県の労働生産性は全国平均の7割程度で推移している。
- ・島嶼県である本県は、規模の経済が形成されにくく、他の地域と比べ、生産効率を確保しにくい。
- ・労働生産性の向上にあたっては、人材の高度化によるモノやサービスの付加価値向上が重要。
- ・99.9%が経営基盤の脆弱な中小企業であることから、資金的制約等により人材投資に対する動機付けが弱いことが

＝田目百

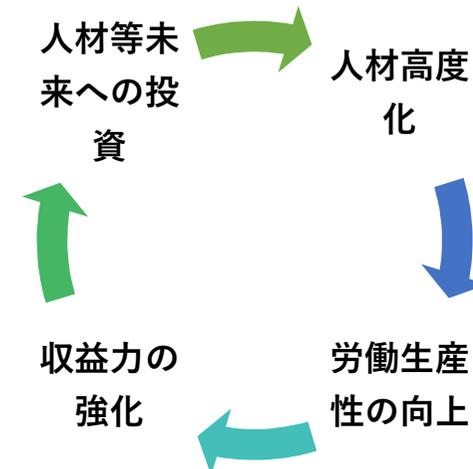


(3) 必要性

- ・本県経済の自立的発展及び県民所得の向上を目指すために、高度化された人材により生み出される付加価値によってもたらされる労働生産性の向上が重要。
- ・そのため、企業の自主的・積極的な人材育成投資を促進するインセンティブとなる税制優遇措置を創設する必要がある。

(4) 本制度のねらい

- ・本税制を活用する企業において、人材への投資が推進され、人材の高度化を図ることで、事業の改善や成長に向けた取り組みが促進され、労働生産性の向上を推進し、収益力が強化され、再投資への原資が生み出されるサイクルを創出
- ・本税制を活用する企業と人材の成長を支援



沖縄イノベーション特別地区【新規】

(1) 制度要望の概要

【概要】

国内外からスタートアップ企業及び起業家を誘致するための税制優遇や規制緩和等の特区制度

【対象地域】

特区：沖縄県内を対象に地域を指定

【対象分野】

ディープテック（審査会で判定）

(2) 現状・課題

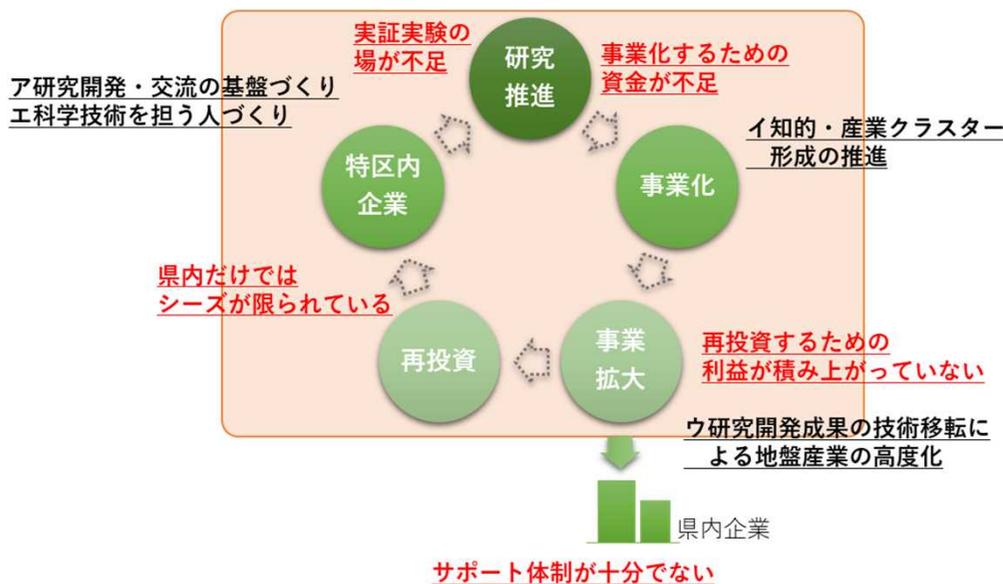
沖縄県では、科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成を目指した取組により、多くの主な成果指標で増加傾向が見られる。

しかし、県内だけでは技術シーズが限られており、**十分なシーズが確保できていない。**

また、研究の成果が出ても、これを**事業化するための実証実験の場や、資金調達が十分でない。**

さらに、**事業者利益が不足**しているために再投資が行われない。

これらを**サポートする体制が十分でない**ため、循環が断絶されている。



(3) 取組

それぞれの課題、各段階において支援体制を構築。網羅的に一連の支援を行う事で、イノベーション・エコシステムの円滑な循環を促す。**(下線部を税制として要望)**

【技術者】 在留資格の要件緩和、**被雇用者の所得税軽減**

【実証実験】 レギュラトリー・サンドボックス制度の権限委譲

【資金調達】

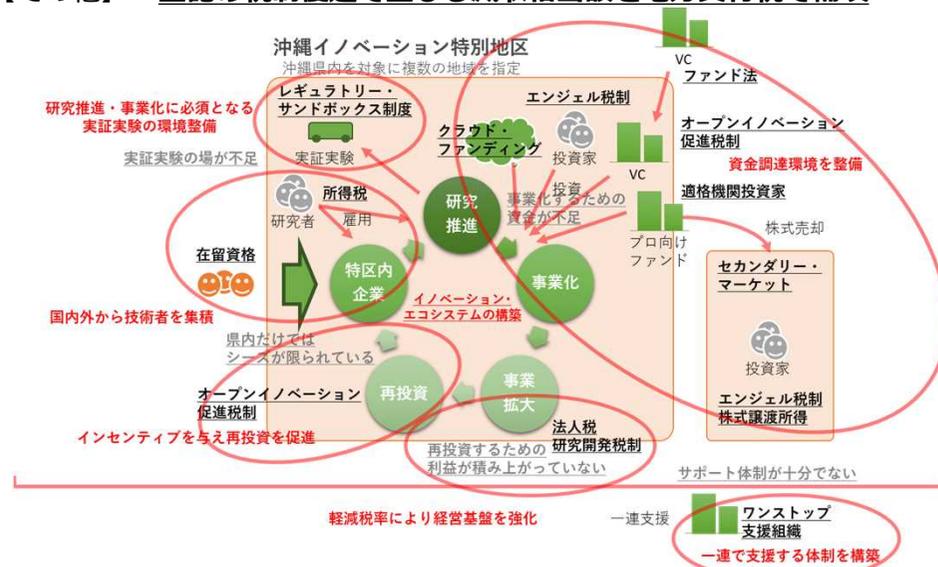
クラウド・ファンディングの規制緩和、ファンド法の規制緩和
オープンイノベーション促進税制の要件緩和、適格機関投資家の要件緩和
セカンダリー・マーケットの創設、**エンジェル税制の要件緩和**
株式譲渡所得税の軽減

【経営基盤】 **法人税の軽減、研究開発税制の拡充**

【再投資】 **オープンイノベーション促進税制の拡充と要件緩和**

【支援体制】 ワンストップ支援組織の設置

【その他】 **上記の税制優遇で生じる減収相当額を地方交付税で補填**



→ イノベーション・エコシステムの循環

既存制度の継続・拡充

- 観光地形成促進地域
- 情報通信産業振興地域・特別地区
- ものづくり産業イノベーション促進地域
- 国際物流拠点産業集積地域
- 経済金融活性化特別地区
- 離島の旅館業に係る減価償却の特例
- 沖縄型特定免税店制度
- 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置

観光地形成促進地域【拡充】

(1) 措置の概要

【概要】

世界から選ばれる持続可能な観光地の形成に向け、観光関連施設の設備投資を促進させるための制度。

【対象地域】 県内全域

【対象施設】

①スポーツ・レクリエーション施設

(水泳場、トレーニングセンターなど)

②教養文化施設

(劇場、水族館、文化紹介体験施設など)

③休養施設

(展望施設、温泉保養施設など)

④集会施設

(会議場、研修施設など)

⑤販売施設

(小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3千㎡以上などの要件を満たし、県知事の指定を受けたもの)



©OCVB

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

年度		H29		H30		R1		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	投資税額控除	1	2	2	15	3	53	6	70
	合計	1	2	2	15	3	53	6	70
地方税	事業税	1	0.6	1	0.4	4	64	6	65
	不動産取得税	1	0.2	3	5	4	848	8	853
	固定資産税	7	15	9	15	12	620	28	650
	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		9	15	13	20	20	1,532	42	1,568

※R1年度の地方税実績は、制度活用事業者の試算を含む。

(3) 効果・必要性

沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく、官民挙げてのプロモーションや各種施策の取組の推進により、当初の目標であった入域観光客数1千万人を達成した。

一方、滞在日数の延伸や一人当たり観光消費額の増加など、課題も残されていることから、沖縄観光の更なる高付加価値化に向け、観光関連施設への民間投資を促進する本制度の継続が必要である。

入域観光客数及び観光収入の推移



観光客平均滞在日数及び1人あたり県内消費額の推移 (単位：日、円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
平均滞在日数	3.75	3.83	3.84	3.89	3.78	3.75	3.73	3.77
県内消費額	67,459	68,062	74,502	75,881	75,297	72,853	73,374	74,425

(4) 主要要望内容

新たなターゲット獲得や「質の向上」に向けた施設整備の促進

- ①富裕層向けの質の高い宿泊施設を対象施設に追加
- ②宿泊施設に併設できる付加価値の高い対象施設の追加 (4施設→12施設)
- ③会員制等 (年間パス含む) の施設も対象施設に追加

脱炭素社会に向けて環境に配慮した取組の推進

- ④高度省エネ設備に対する法人税控除率の引き上げ(15%→20%) など

観光産業のDX化に向けた取組の推進

- ⑤ソフトウェア等を課税免除の対象資産に追加

投資を促し、民間企業の活力を向上させる取組の推進

- ⑥施設の取得価額の限度額20億円の廃止 など

持続可能な観光地の形成に向けた取組の推進

- ⑦制度適用期間の10年間の延長 など

情報通信産業振興地域・特別地区【拡充】

(1) 制度の概要

【概要】

情報通信関連企業を集積させるとともに、関連産業の高度化・多様化を促進するための制度。

【対象地域】

特区：名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市
 地域：特区対象地域を含む24市町村

【対象事業】※特区対象は①～⑥

- ①データセンター ②インターネット・サービス・プロバイダ
- ③インターネット・カフェ ④バックアップセンター
- ⑤セキュリティ・データセンター ⑥情報通信機器相互接続検証事業
- ⑦情報記録物製造業 ⑧電気通信業 ⑨映画・放送番組制作業
- ⑩放送業 ⑪ソフトウェア業 ⑫情報処理・提供サービス業
- ⑬インターネット附随サービス業 ⑭情報通信技術利用事業



(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

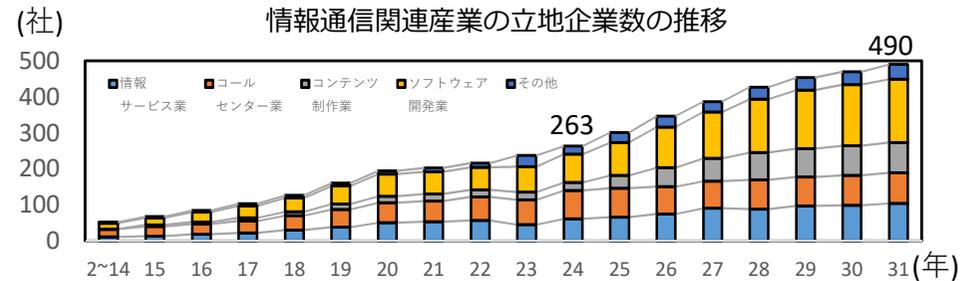
項目	年度	H29		H30		R1		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	所得控除	1	1	1	9	2	20	4	30
	投資税額控除	17	538	16	544	19	542	52	1624
	合計	18	539	17	553	21	562	56	1,654
地方税	事業税	16	83	15	80	20	67	51	230
	不動産取得税	3	26	0	0	1	15	4	41
	固定資産税	108	291	107	249	108	159	323	699
	事業所税	9	5	8	4	8	5	25	10
合計		136	405	130	333	137	246	403	980

(3) 効果・必要性

「第4次産業革命」と呼ばれるAIやIoT等の先進的なITの活用による産業構造の変革がグローバルな規模で進展している。

そのような中、情報通信関連企業の立地数とその雇用者数は着実に増加しており、近年ではソフトウェア開発業などの立地も進んでいる。

本県の情報通信産業が、環境の変化に対応し持続的に成長するため、企業の高度化・DX投資を促進する本制度の継続が必要である。



県情報通信産業の今後の方向性

- 目標1 情報通信産業の高度化・高付加価値化による稼ぐ力の強化
- 目標2 他産業との連携・共創により産業のDXを推進、産業全体の成長に寄与
- 共通 スタートアップエコシステム形成によるイノベーション創出の仕組みづくり

(4) 主要要望内容 (新規、拡充)

対象地域

- ・地域制度対象地区を全県に拡充

所得控除

- ・対象事業に「特定のソフトウェア業」等を追加(DXに資する事業)
- ・認定要件の「専ら対象事業を営む者」から「主に対象事業を営む者」へ要件緩和

投資税額控除

- ・対象資産に「ソフトウェア」を追加
- ・建物及び建物付属設備の同時取得要件廃止

ものづくり産業イノベーション促進地域（産業高度化・事業革新促進地域）【拡充】

(1) 制度の概要

【概要】

沖縄の優位性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業等を振興するための制度。

【対象地域】 県内全域

【対象事業】

- ①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業
 ⑤デザイン業 ⑥自然科学研究所 ⑦電気業 ⑧計量証明業
 ⑨機械修理業 ⑩非破壊検査業
 ※⑨、⑩は融資制度のみ対象。



沖縄ライフサイエンス研究センター



マイクロEV（沖縄県金型技術研究センター）

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

項目	年度		H29		H30		R1		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	投資税額控除	23	440	26	290	21	332	70	1,062	
	特別償却	7	189	2	84	5	107	14	380	
	合計	30	629	28	374	26	439	84	1,442	
地方税	事業税	43	407	43	186	39	149	125	742	
	不動産取得税	16	14	7	8	6	17	29	39	
	固定資産税	132	773	140	443	146	257	418	1,473	
	事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計	190	1,194	190	637	191	423	572	2,254	

(3) 効果・必要性

県内全域を対象とする本制度により、企業による設備投資や研究開発が促され、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興が図られている。

一方、人手不足の深刻化が懸念されていることから、好調な県経済の腰折れを防ぐとともに、**企業の投資及び生産性の向上を促進する本制度の継続が必要がある。**



本税制を活用した設備投資額の推移と製造業の生産性 (単位：百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
設備投資額	14,573	9,493	3,253	5,982	4,950	5,266
製造業の生産性	17.0	-	18.8	19.2	18.9	-

※生産性については、沖縄県の従業員一人当たりの製造品出荷額（石油石炭製造業を除く）

R1は製造品出荷額が未公表。

※H27年の従業者数は、平成28年経済センサス-活動調査の調査期日が平成28年6月1日現在のため調査しておらず、算出していません。

出典：設備投資額：沖縄県調べ、生産性：工業統計調査結果（沖縄県統計課）に基づいて試算

(4) 主な要望内容（新規、拡充）

投資税額控除・特別償却

- ・対象資産に「ソフトウェア」を追加
- ・建物及び建物付属設備の**同時取得要件廃止**
- ・取得価格の**上限額20億円の廃止**

国際物流拠点産業集積地域制度【拡充】

(1) 制度の概要

【概要】

沖縄県の地理的優位性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した企業等を集積するための制度。

【対象地域】 那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市
うるま・沖縄地区

【対象事業】 ※所得控除制度の対象は①～⑤

- ①製造業 ②特定の機械等修理業
③特定の無店舗小売業 ④倉庫業 ⑤航空機整備業
⑥道路貨物運送業 ⑦特定の不動産賃貸業 ⑧卸売業



©ANA Cargo



(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

項目	年度		H29		H30		R1		合計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	所得控除	4	216	3	66	3	182	10	464	
	投資税額控除	28	100	42	121	47	215	117	436	
	特別償却	6	187	7	621	9	880	22	1,688	
合計		38	503	52	808	59	1,277	149	2,588	
地方税	事業税	10	15	29	61	30	53	69	129	
	不動産取得税	7	26	18	76	15	94	40	196	
	固定資産税	60	46	123	102	131	191	451	339	
	事業所税	2	0.4	2	0.4	3	1.1	7	1.9	
合計		79	87.4	172	239.4	179	339.1	567	665.9	

(3) 効果・必要性

東アジアの中心に位置する地理的優位性や本制度をはじめとする沖縄のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集め、立地企業数・雇用者数は着実に増加している。

国際物流拠点の形成に向けて、**企業誘致のインセンティブ**として機能するとともに、**既存企業による設備投資や研究開発等の新たな投資を促進する本制度の継続が必要である。**

立地企業数・雇用者数の推移

(単位：社、人)

区分	地区	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
立地企業数	旧那覇地区	17	17	18	16	15	15	15
	旧うるま地区	37	43	55	58	67	71	74
	計	54	60	73	74	82	86	89
雇用者数	旧那覇地区	285	263	334	397	384	433	477
	旧うるま地区	607	599	652	860	910	930	1,029
	計	892	862	986	1,257	1,294	1,363	1,506

搬出額の推移 (旧那覇地区・旧うるま地区)

(単位：百万円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
旧那覇地区	3,674	4,549	5,087	3,171	3,108	4,962	6,418
旧うるま地区	7,915	7,627	8,698	9,573	16,454	17,792	16,193
計	11,589	12,176	13,785	12,744	19,562	22,754	22,611

※H26年度に対象地域が拡大されたが、年度毎の推移を算するためにはここでは旧地区に限定した。

(4) 主要要望内容 (新規、拡充)

対象地域

- 指定地域の拡充

所得控除

- 期間を「法人設立後10年」から「知事認定後10年」へ要件緩和
- 常時使用従業員数「15人以上」から「10人以上」へ要件緩和
- 区域内の「専ら特定国際物流拠点事業を営む者」から「主に特定国際物流拠点事業を営む者」へ要件緩和

投資税額控除・特別償却

- 対象資産に「ソフトウェア」を追加
- 建物及び建物付属設備の同時取得要件廃止

経済金融活性化特別地区【拡充】

(1) 措置の概要

【概要】

「実体経済の基盤となる産業」とそれを支える「金融産業」の集積により、名護市を中心とする北部地域の経済・金融の活性化を図るための制度。

【対象地域】 名護市

【対象事業・施設】

- ①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③宿泊業・娯楽業
- ④農業 ⑤水産養殖業 ⑥製造業
- ⑦経営コンサルタント業



みらい1号館



みらい2号館



みらい3号館

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

項目		年度		H29		H30		R1		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額		
国税	所得控除	2	20	3	44	2	33	7	97		
	投資税額控除	4	34	4	63	4	102	12	199		
	特別償却	1	1	1	247	1	3	3	251		
	エンゼル税制	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計		7	55	8	354	7	138	22	547		
地方税	事業税	4	10	5	10	5	15	14	35		
	不動産取得税	0	0	3	2	2	23	5	25		
	固定資産税	7	13	9	17	16	45	32	75		
合計		11	23	17	29	23	83	51	135		

(3) 効果・必要性

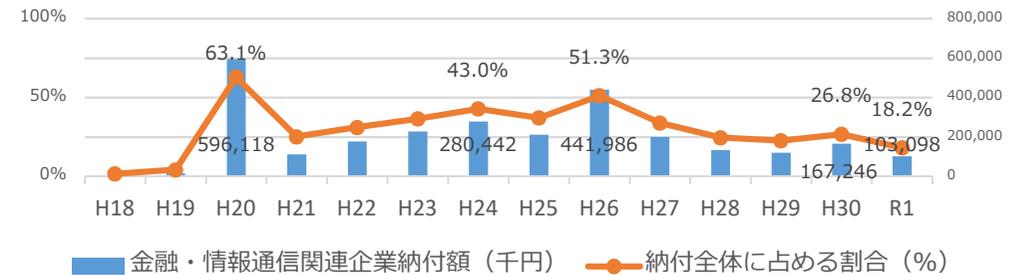
令和元年度に名護市に立地する金融及び情報通信関連企業が納付した法人市民税額は、納付額全体の約18.2%を占めている。

北部地域の更なる活性化に向け、自治体による各種の支援策との相乗効果により、**情報通信関連産業を中心とした企業の集積及び雇用の創出を促進する本制度の継続が必要である。**

立地企業数・雇用者数の推移（金融及び情報通信関連産業）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
立地企業数	34	34	41	40	36	42	49	47	48
雇用者数	1,005	1,042	1,095	1,100	1,046	1,082	1,109	1,170	1,173

法人市民税の納付額（金融及び情報通信関連）



(4) 主な要望内容

所得控除

- ・期間を「**法人設立後10年**」から「**知事認定後10年**」へ要件緩和

投資税額控除・特別償却

- ・対象資産に「**ソフトウェア**」を追加
- ・建物及び建物付属設備の**同時取得要件撤廃**
- ・取得下限額の**引き下げ**（建物等：1,000万円→500万円、機械等：100万円→50万円）

所得税の軽減

- ・対象事業を営む法人に就労する高度外国人材の**所得税の軽減**
- ・特区内に居住する高度外国人材の株式等の**譲渡所得を非課税**

要件緩和

- ・オープンイノベーション促進税制の**企業要件の緩和**

離島の旅館業に係る減価償却の特例【拡充】

(1) 措置の概要

【概要】

離島地域において、観光客受入れの基盤となる宿泊施設の設置を促すことで新たな雇用を創出し、定住促進を図るための制度。

【対象地域】 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納島）、うるま市（津堅島）、南城市（久高島）、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町

【対象事業】 旅館業の用に供する施設



©OCVB

(2) 適用実績

(単位：件、百万円)

項目	年度	H29		H30		R1		合計	
		件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
国税	特別償却	2	186	1	4	3	248	6	438
	合計	2	186	1	4	3	248	6	438
地方税	事業税	0	0	3	1	4	4	7	5
	不動産取得税	28	48	32	111	53	92	113	251
	固定資産税	75	90	54	155	51	65	180	310
合計		103	138	89	267	108	161	300	566

(3) 効果・必要性

本制度は、企業の立地等に不利な条件を抱える離島地域において、旅館業等の立地促進及びそれに伴う雇用創出に一定の成果を上げており、離島住民の定住促進や自治体の税収増が期待できるなど、離島地域の活性化に寄与している。

離島地域の産業振興、雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図るため、本制度の継続が必要である。

○離島の宿泊施設数等

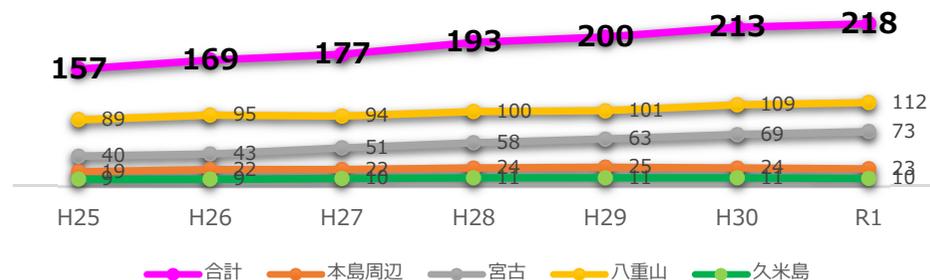
(単位：軒・人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
施設数	1,388	1,460	1,544	1,677	1,742	1,874	2,165
収容能力	37,946	37,060	38,188	38,713	40,669	42,234	49,886

※沖縄県離島関係資料を元に作成

○離島の誘客実績

(単位：万人)



※沖縄県観光推進ロードマップ（R3.3改訂版）を元に作成 ※海外クルーズ除く。

(4) 主な要望内容（新規、拡充）

税制措置

・5年間の「割増償却」に変更

取得価額

・「500万円以上」に要件緩和

対象業種・設備等

- ・「農林水産物等販売業」や「情報サービス業」などを追加
- ・「構築物」や「機械・装置」を追加
- ・「新設又は増設」から「取得又は製作若しくは建設（建物等にあっては改修を含む）」に変更

沖縄型特定免税店制度について【拡充】

(1) 措置の概要

沖縄型特定免税店制度

【概要】

沖縄県から出域する旅客が、個人的用途に供するために対象販売施設において輸入品を購入し、携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、その引き取りに係る関税が免除される（ただし、免税適用は購入額20万円まで）。

【対象】

制度の適用を受けているのは沖縄ディーエフエス(株)のみ
(令和3年6月末現在)

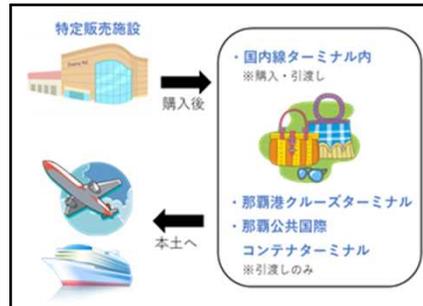
(イメージ図)

売り場：

- ① D F S 那覇空港免税店
(JAL, ANA側に1箇所ずつ)
- ② Tギャラリー沖縄 (市中店舗)

引渡所：

- ① 那覇空港 国内線ターミナル
- ② 那覇港 クルーズターミナル
- ③ 那覇公共国際コンテナターミナル



※那覇空港国際線ターミナル内の引渡所は、本制度に基づくものではなく、関税法基本通達42-15(3)に基づくもの

(2) 適用実績

直近3カ年の関税免除額は以下のとおり。

(単位：百万円)

年度	H30	R 1	R 2	合計
関税免除額	280	282	151	713

典拠：D F S株式会社より提供

(3) 主な要望内容 (拡充)

- ① 関税の免税措置の適用期間を10年延長する
- ② 免税上限額20万円の撤廃

など

(4) 効果

① 観光収入

沖縄県の観光収入は平成30年度までは入域観光客数の増大に伴い、好調に推移しているが令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少している。

(単位：百万円)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
観光収入	602,214	660,294	697,924	734,056	704,745

② 国内観光客消費単価

免税店来訪者と国内観光客の過去5年の消費単価を比較すると免税店来訪者の方が約8,700円高く、また当該差額に対しては土産・買い物費の寄与が大きいことが分かる。

(単位：円)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R 1	平均
		総消費額	92,295	74,935	79,535	76,885	94,477
免税店来訪者	(うち土産・買物費)	(26,828)	(20,685)	(22,961)	(18,727)	(35,611)	(24,962)
国内客平均	総消費額	74,083	74,763	72,284	76,759	76,987	74,975
	(うち土産・買物費)	(14,478)	(13,914)	(13,821)	(13,184)	(14,283)	(13,936)
差額	総消費額	18,212	172	7,251	126	20,052	8,650
	(うち土産・買物費)	(12,350)	(6,771)	(9,140)	(5,543)	(21,328)	(11,026)

典拠：観光統計実態調査 (沖縄県文化観光スポーツ部)

③ 沖縄型特定免税店の来訪者数

沖縄型特定免税店には、令和元年度で537,368人(国内観光客数6,978,800人×特定免税店訪問率7.7%)が訪れたと推計されている。これは「植物園・動物園」(8.7%)、「琉球音楽・舞踊施設・ライブハウス」(6.7%)の訪問者数と同等の割合であり、観光地として一定の誘客効果を持っているといえる。

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
免税店来訪者数	952,432	690,570	640,575	686,343	537,368

典拠：観光統計実態調査 (沖縄県文化観光スポーツ部) をもとに推計

※現在、特定免税店への来訪者数の実数測定に関して沖縄ディーエフエス(株)と調整中

航空機燃料税の軽減措置について【拡充】

(1) 措置の概要

航空機燃料税の軽減

【概要】

- ① 沖縄島、宮古島、石垣島、久米島若しくは下地島と本土間
- ② 沖縄県の区域内の各地間

を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料については、航空機燃料税が軽減される。

【軽減額】

沖縄県は**全国特例の1/2 (4,500円軽減)**となっている。

※令和3年度に限り、全国特例の税額が1/2 (18,000円→9,000円) に軽減されている。

種類	対象路線	税額 (1KLあたり)	期間
① 本則	・ 全ての路線	26,000円	-
② 全国特例	・ 全ての路線	9,000円	R4.3.31まで
③ 沖縄特例	・ 沖縄島、宮古島、石垣島、久米島、下地島と沖縄県以外の本邦の地域（離島振興対策実施地域及び奄美群島を除く）を結ぶ路線 ・ 沖縄県の区域内の各地間を結ぶ路線	4,500円 全国特例×1/2	R4.3.31まで
④ 特定離島特例	・ 離島と本邦の地域との間の路線（上記③の沖縄特例の対象路線を除く）	6,750円 全国特例×3/4	R4.3.31まで

(2) 主な要望内容

- ① **航空機燃料税の軽減措置の10年間適用**
- ② **現在の特例措置の対象に「航空機整備を目的に本県に飛来する回送便（フェリー便）」を追加**
- ③ **全国特例の1/2の軽減を延長**

(3) 適用実績：過去5年間の実績

(単位：千KL / 百万円)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	合計
積込数量		872	914	928	932	964	4,610
軽減額		14,832	15,536	15,780	15,848	16,394	78,390

典拠：国税庁長官官房企画課税務統計（積込数利用及び軽減額は、控除額を加味し算出）
※軽減額は、本則（26,000円）からの軽減額を採用。

(4) 対象便数：1日あたりの対象便数

(単位：便)

種別	年度	H28 (2017.3月)	H29 (2018.3月)	H30 (2019.3月)	R1 (2020.3月)	R2 (2021.3月)
旅客便		180	183	185	192	182
貨物便		6.1	5	4.3	4	0
合計		186.1	188	189.3	196	182

典拠：沖縄県調べ。那覇－奄美路線は含まれていない。
※貨物便は曜日で便数が異なるため、1日当たりにすると端数が生じる。

(5) 効果

① 航空運賃（旅客）への影響

那覇路線（全国特例の1/2）は、札幌・福岡路線（全国特例）及び特定離島路線として軽減措置がある奄美路線（全国特例の3/4）と比較して、kmあたりの運賃が低下している。

路線	区間距離	航空運賃	円/km
羽田－那覇（沖縄路線）	1,687km	47,010円	27.9
羽田－札幌（全国特例）	894km	38,760円	43.4
羽田－福岡（全国特例）	1,041km	42,300円	40.6
羽田－奄美（特定離島特例）	1,436km	53,090円	37.0

典拠：区間距離は国土交通省「航空輸送統計調査（令和元年度）」
航空運賃（普通運賃）はJALホームページ（令和3年6月14日現在）

② 航空運賃（貨物）への影響

本制度による航空燃料税の軽減により、kgあたり52円の国内貨物輸送の低減効果が見込まれる。

	軽減なしの場合 (円/kg)	航空機燃料税 低減効果見込額 (円/kg)	軽減ありの 運賃 (円/kg)
羽田－那覇	648円	52円	596円

典拠：ANA Cargo提供（2019年度：国内貨物運賃・料金について）

既存制度の継続

- 電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置
- 駐留軍用地跡地の公共用地先行取得に係る譲渡取得特別控除
- 沖縄県産酒類にかかる酒税の軽減措置
- 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について

電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置①【継続】

(1) 制度の概要

石油石炭税の免除

【対象者】 沖縄電力(株)、電源開発(株)

【概要】 発電の用に供する石炭又は液化天然ガスを引き取る際に課税される石油石炭税を免税する。

固定資産税の課税標準の特例

【対象者】 沖縄電力(株)

【概要】 償却資産に係る固定資産税の課税標準を2/3とする。
(※事務所及び宿舍の用に供する償却資産を除く)

(2) 適用実績

R2年度適用額は、約43億0,900万円

(単位：百万円)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
石油石炭税の免除 (石炭・LNG)		2,994	3,368	3,344	3,142	3,321	3,197	19,366
固定資産税の特例		1,281	1,250	1,215	1,178	1,144	1,112	7,180
合計 典拠：沖縄県調べ		4,275	4,618	4,559	4,320	4,465	4,309	26,546

(3) 効果

本措置による減免分は、経済産業省令に基づき電気料金原価から控除されており、電気料金低廉化（県民負担の抑制）に直接寄与している。

R2年度適用額
4,309百万円



電気料低減額
0.58円/kWh

一般家庭への影響額

約**1,800円/年** ※標準モデル260kWh/月

産業分野への影響額

約**462万円/年 (リゾートホテル)** ※例：約66.7万kWh/月
約**1,155万円/年 (大型商業施設)** ※例：約166.7万kWh/月

典拠：沖縄県調べ

(4) 措置の必要性（沖縄の構造的不利性）

①ベースロード電源の選択肢が限られている

- 原子力 → 電力需要が小さい（全国の約1%）ため導入困難
- 大規模水力 → 地形的制約（大きな川がない）のため導入困難

石炭、LNG等の化石燃料が当面の間必要

※CO2を排出する化石燃料の低減が課題

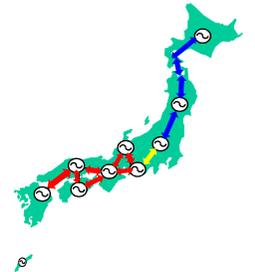
(参考) 発電時CO2排出量比較 (単位：g-CO2/kWh)

石炭火力	石油火力	LNG火力	原子力	水力
864	695	376	0	0

典拠：電力中央研究所「日本における発電技術のライフサイクルCO2排出量総合評価（2016年7月）」

②高い供給予備力が必要

- 本土では9つのエリアの電力系統が連系し、電源トラブル時等には電力の広域融通が行われている。
- 一方、**沖縄は単独系統**であり、上記の**広域融通の枠外**。
- このため、エリア内に**バックアップとして供給予備力を多く確保する必要がある**。
(供給予備力は沖縄電力が保有している)



③多くの離島を抱えており、高コスト構造

- 東西約1,000km、南北400kmの海域に島々が点在し、本島を除く37の有人離島（10の独立系統）に電力を供給。
- 離島は、島嶼性や規模の狭小性から**高コスト構造**。
- 離島の電力供給を担う沖縄電力の電気事業全体に占める**離島割合は、約10%と高い**。(参考 九州電力の離島割合：約1%)



販売電力量 (R2年度実績)



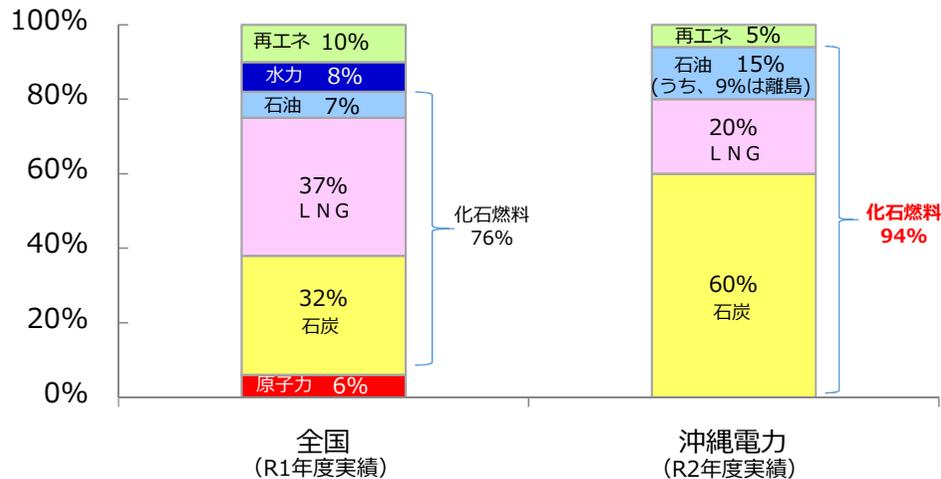
電灯電力量 (R2年度実績)

典拠：沖縄電力 経営参考資料集

電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置②【継続】

(5) 全国との比較

① 電源構成



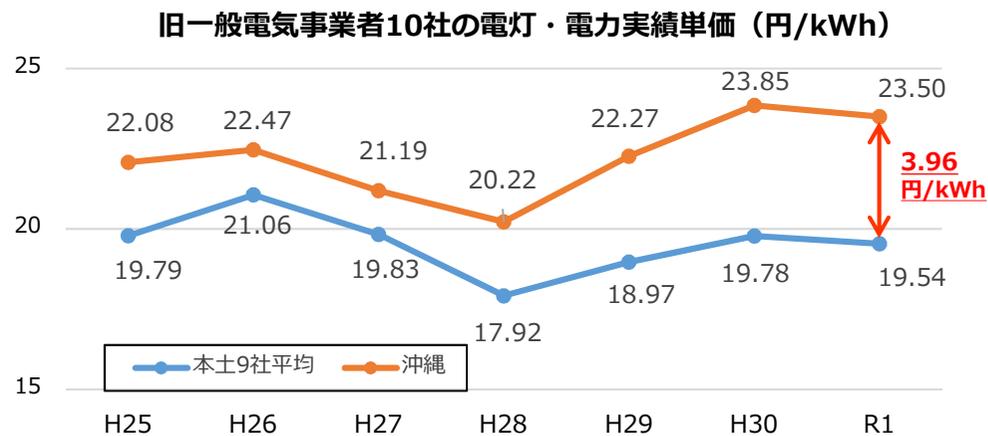
典拠：固定価格買取制度等ガイドブック（資源エネルギー庁）、沖縄電力への聞き取り

② 供給予備力 (R2年度夏季実績)

項目	最大需要【万kW】	供給力【万kW】	予備率
本土9エリア	16,747	18,367	9.7
沖縄	154	202	30.7%

③ 電気料金

本措置により一定程度電気料金が軽減されているものの、構造的な不利性に伴う高コストの解消には至らず、**R1実績では本土平均と比較し、3.96円/kWh（一般家庭モデルで1,030円/月）高い現状にある。**（仮に、本措置が無くなり、電気料金に転嫁する場合は、更に料金格差が広がる）



典拠：各社有価証券報告書、電力調査統計 電力需要実績（資源エネルギー庁）

(参考) 発電用石炭、LNGの利用量の推移

地球温暖化対策としての石炭火力へのバイオマス混焼やLNG火力の導入・利用拡大を行った結果、H22年度に**石炭利用はピークを迎え、その後は、ピークアウト**している。

項目	年度																	約29%低減	
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
石炭 (千t)	1,051	2,399	2,520	2,409	2,478	2,781	2,461	2,823	2,634	2,377	2,460	2,242	2,299	2,134	2,148	1,972	2,121	2,017	
LNG (千t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	131	196	200	234	229	217	238	224	234	
沖縄電力電源構成に占めるLNG発電の割合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6%	14%	13%	19%	21%	21%	20%	20%	20%	

金武火力（石炭）2号機運転開始
具志川火力（石炭）へのバイオマス混焼開始
吉の浦火力（LNG）運転開始
金武火力（石炭）へのバイオマス混焼開始

駐留軍用地跡地の公共用地先行取得に係る譲渡所得特別控除①【継続】

(1) 税制優遇措置の概要

【概要】

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、土地所有者が市町村や県等に駐留軍用地又は同跡地を売却した場合、課税譲渡所得から最高5,000万円が特別控除の対象となる。

【対象地】

「特定事業の見通し」が定められている「特定駐留軍用地」
または「特定駐留軍用地跡地」

- ・「特定駐留軍用地」または「特定駐留軍用地跡地」は、市町村や県等が公有地を確保する必要がある場合に、国が指定する。
- ・「特定事業の見通し」とは、市町村や県等が公有地を先行取得するために定める、事業の種類や必要面積のこと。

(2) 効果・必要性

課税譲渡所得からの最高5,000万円の特別控除は、土地所有者が市町村や県等への買取りを申し出るにあたってのインセンティブとなり、公有地の先行取得に一定の効果をもたらしている。

返還後の跡地では、開発事業の早期着手を図り、跡地利用を円滑に推進しなければならないが、返還予定の駐留軍施設の大部分は民有地であるため、公有地の先行取得を継続する必要がある。

このため、土地所有者の買取り申出促進の一助を担う譲渡取得特別控除が必要である。

特定事業の見通しが定められた特定駐留軍用地等

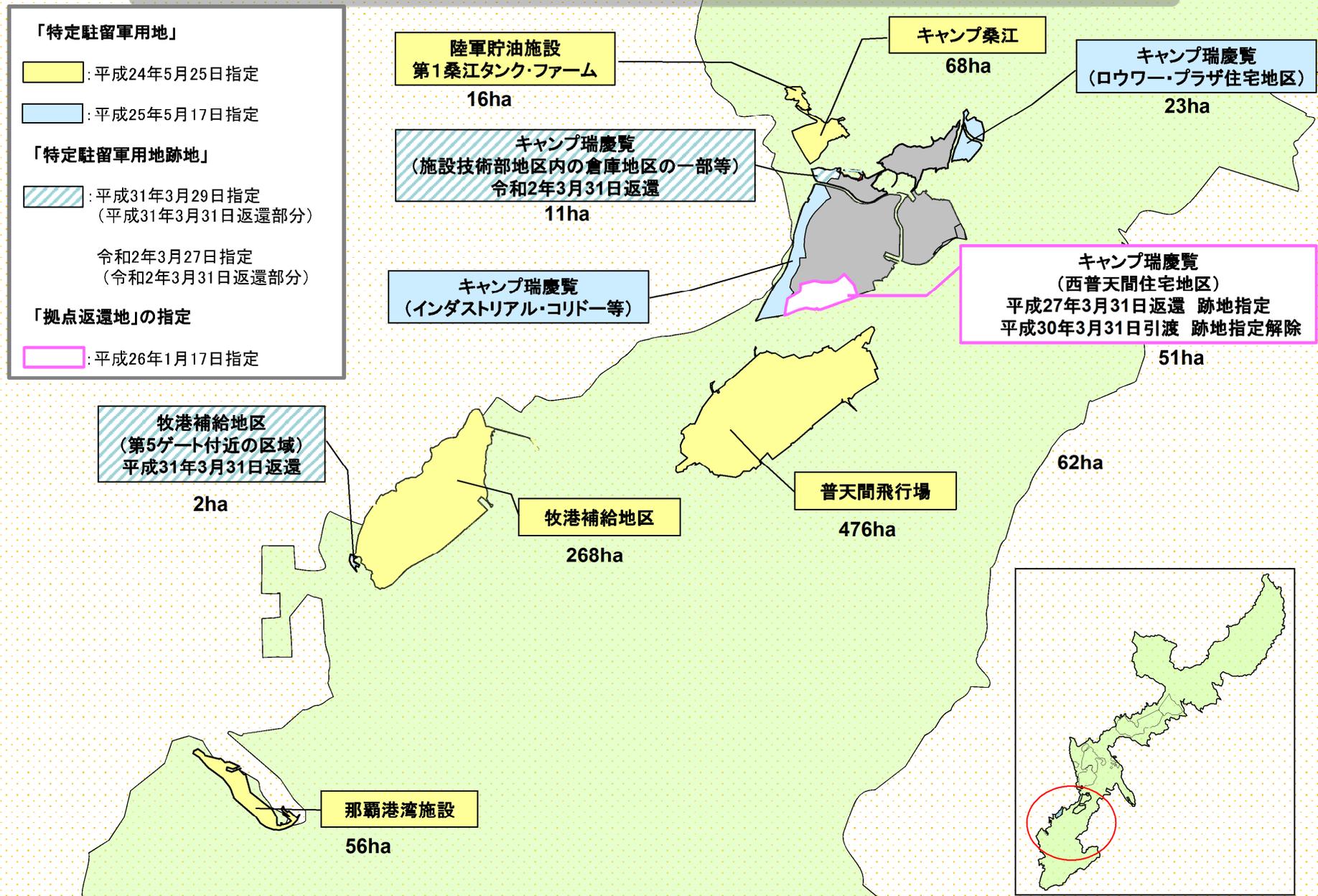
特定駐留軍用地又は同跡地（区域）	返還時期 ※当該年度またはその後	指定面積	特定事業の見通し		
			自治体	種類	面積
普天間飛行場	2022年度	481ha	沖縄県 宜野湾市	道路 学校	17.15ha 11.5ha
キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区→同跡地）	2014年度(2015.3月返還)	51ha	宜野湾市	緑地、公園	10ha
				墓地	2ha
			沖縄県	学校(大学)	28ha
キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）	2024年度	約23ha	沖縄市	緑地、公園	1.7ha
			北中城村	緑地、公園	1.1ha
キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域）	2019年度(2020.3月返還)	11ha	北谷町	緑地、公園	0.3ha
キャンプ桑江(南側地区)	2025年度	68ha		学校	4.5ha
				緑地、公園 駐車場	2.5ha 1.3ha
牧港補給地区（第5ゲート付近）	2014年度(2019.3月返還)	約1.7ha	浦添市	緑地、公園	17.4ha
牧港補給地区	2024年度	142ha			
	2025年度	126ha			

※下線は「特定駐留軍用地跡地」指定に該当。

※西普天間住宅地区跡地は、区域内の全ての土地が所有者等に引き渡されたためH30.4.1に跡地指定を解除



特定駐留軍用地・特定駐留軍用地跡地・拠点返還地の指定



※出典：内閣府HP

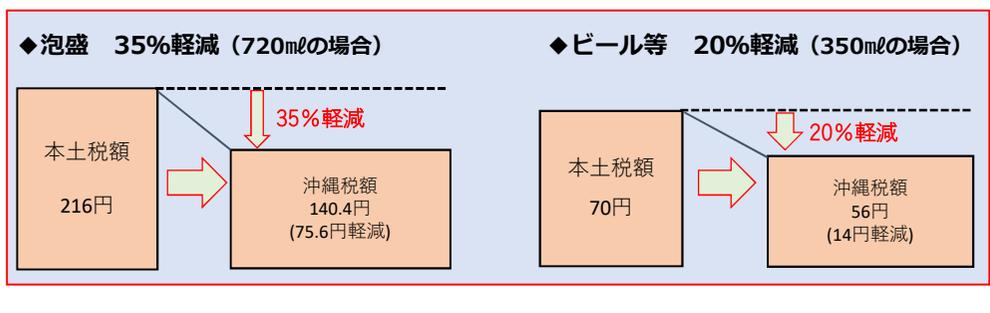
沖縄県産酒類にかかる酒税の軽減措置①

(1) 制度の概要

- ①沖縄の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、
- ②県内にある製造場で製造し、
- ③県内に出荷する酒類については、酒税が軽減される。

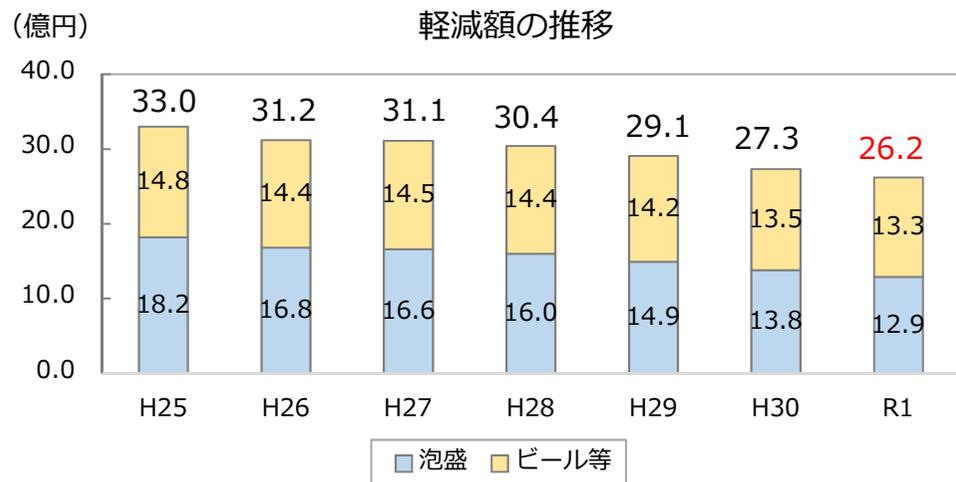
対象事業者数（令和3年3月31日現在）

泡盛：46事業者、焼酎等：1事業者、ビール：1事業者



(2) 適用実績

復帰後(S47)から令和元年度までの軽減額(累計)は約1,370億円。
 現行の沖縄振興計画期間における軽減額は以下のとおり。



(3) 効果・必要性

【県民の負担軽減】

沖縄県の1世帯における1ヶ月あたりの可処分所得は、平成30年時点で約320千円であり、全国平均である約455千円の約70%にとどまっている。(表1)

このような中、本県の1年間の家計消費支出に占める酒類への支出割合は平成30年時点で全国平均と同等(1.2%)となっており、本措置による県民生活の負担軽減効果が発現している。(表2)

表1：1世帯・1ヶ月あたり可処分所得金額 (単位：千円)

北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
408	425	485	526	456	448	405	418	422	320	455

典拠：平成30年 家計調査(総務省統計局)

表2：年間家計消費支出に占める酒類への支出割合 (単位：%)

北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	全国
1.4	1.4	1.1	1.3	0.9	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2

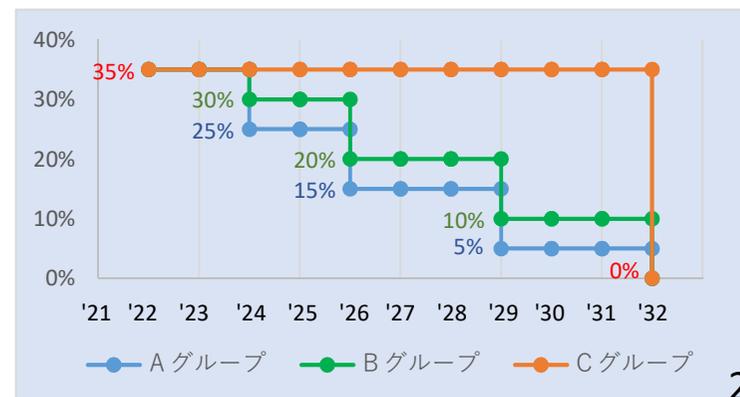
典拠：平成30年 家計調査(総務省統計局)

(4) 要望内容

- ①泡盛：2年間の猶予期間を設け、現行の軽減税率を事業者の規模に応じて段階的に引き下げ、10年間の延長。
- ②ビール等：現行税率を維持し、5年間の延長。

◆軽減税率の逡減 <泡盛>

- OAグループ (3社)
県内移出数量が1,300kl以上
- OBグループ (10社)
200~1,300kl未満
- OCグループ (34社)
200kl未満

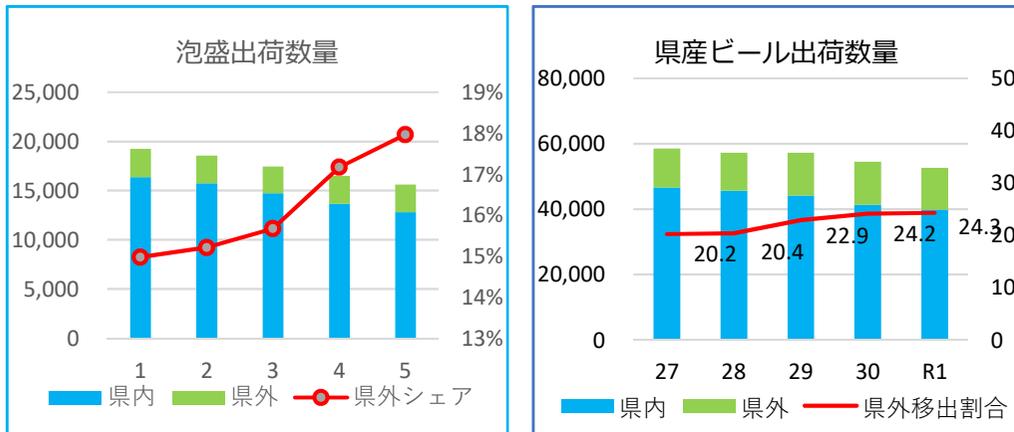


沖縄県産酒類にかかる酒税の軽減措置②【継続】

(5) 業界の取組

【県外・海外への展開】

直近5年間の移出量の推移を見ると、全体として泡盛は減少傾向、ビールは横ばい、微減であるが、内訳では県外・海外出荷量が増加傾向にあり、自立的な経営が推進されている。



【多様なニーズへの対応】

多様化する消費者嗜好に対応するため、若者、女性、富裕層等対象別のプロモーションや多様な飲み方の提案、スパークリング泡盛及びリキュール等の新商品開発等を実施している。



(6) 行政の取組

長粒種米の田植えをする
宮腰元沖縄担当大臣 (伊平屋村)



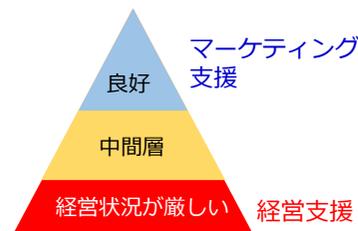
写真：内閣府ホームページより引用「宮腰大臣の沖縄訪問 (令和元年9月7日～9日)」

【内閣府】

琉球泡盛テロワールプロジェクト

内閣府では、県産米を使った泡盛の製造(テロワールプロジェクト)により、泡盛の付加価値向上に取り組んでいるほか、泡盛製造業の自立的経営に向け、海外販路開拓に係る先進的、モデル的な事業実施を支援し、泡盛業界の海外展開を後押ししている。

酒造所の経営状況に応じた支援



【沖縄県】

琉球泡盛再興プロジェクト支援事業

県では、酒造組合が行う重点施策の取組みに対する支援のほか、商品開発やマーケティングのハンズオン支援、経営が厳しい酒造所へ専門家を派遣し、経営に関する助言や指導を行う経営改善支援などを行っている。

【沖縄県、那覇市、浦添市】

日本遺産への認定



「琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な『琉球料理』及び『泡盛』、そして『芸能』」のストーリーが沖縄県で初めて日本遺産に認定された。沖縄文化の価値を高め、地域活性化や観光振興に繋がることが期待される。

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について①【継続】

(1) 措置の概要

揮発油税及び地方揮発油税の軽減

【概要】沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を軽減。

【軽減額】

(単位：円/kℓ)

	揮発油税	地方揮発油税	合計
全国（本則）	48,600	5,200	53,800
沖縄（特例）	42,277	4,523	46,800
軽減額	6,323	677	7,000

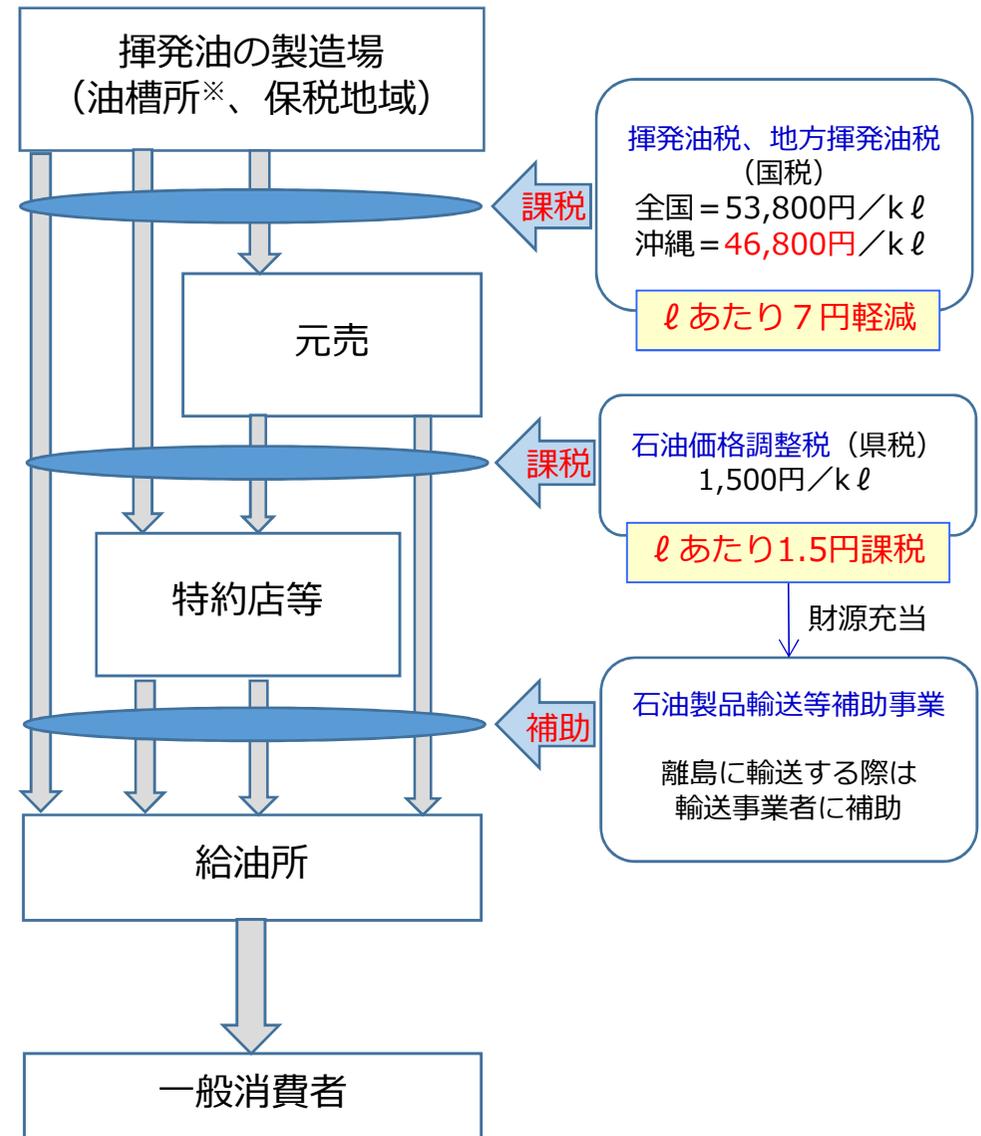
石油製品輸送等補助事業

【概要】揮発油税等の軽減措置を前提に、法定外普通税である**石油価格調整税(1,500円/kℓ)**を課税し、当該財源をもとに石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）の離島への輸送経費補助を実施している。

揮発油税等の軽減措置と石油価格調整税の関係

沖縄県以外	53.8円/ℓ		
	揮発油税等の軽減措置 ↓		
沖縄県	46.8円/ℓ	7円/ℓの軽減	
	石油価格調整税の課税 ↓		
沖縄県 (実質)	46.8円/ℓ	1.5円/ℓ	5.5円/ℓの軽減

(2) 揮発油の流通経路イメージ



※県内の油槽所はうるま市（平安座島）、西原町（小那覇）

揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について②【継続】

(3) 適用実績

揮発油税及び地方揮発油税の軽減

復帰後(S47)からR元年度までの軽減額(累計)は約**1,777億円**。
直近3カ年の軽減額は以下のとおり。

(単位：百万円)

項目	年度	H29	H30	R元	合計
揮発油税等 軽減額		4,787	4,710	4,489	13,986

典拠：沖縄県調べ

石油製品輸送等補助事業

復帰後(S47)からR2年度までの補助額(累計)は約**346億円**。
現行の沖縄振興計画期間における補助実績は以下のとおり。

年度	輸送量 (kℓ)	輸送経費 (千円)	輸送経費 補助額(千円)	補助割合 (%)	徴収税額 (千円)	財源充当 (%)
H24	135,211	795,240	794,812	99.9	986,116	80.6
H25	136,429	857,482	856,018	99.8	995,745	86.0
H26	137,566	1,005,371	999,331	99.4	988,875	101.1
H27	142,666	1,017,513	980,339	96.3	1,013,858	96.7
H28	147,043	1,018,072	1,016,495	99.8	1,049,328	96.9
H29	136,368	969,921	969,232	99.9	1,021,017	94.9
H30	141,078	984,012	983,422	99.9	1,014,451	96.9
R元	141,978	1,015,718	1,012,905	99.7	1,006,815	100.6
R2	129,436	902,350	901,571	99.9	902,385	99.9
合計	1,247,775	8,565,679	8,514,125	99.3	8,978,590	94.3

(4) 効果

本軽減措置が廃止となり、ガソリン価格が上昇した場合について産業連関表等を用いて試算すると、県全体で年間約**69.6億円**の負担増となる見込みである。

- ・県民への負担増：24.9億円(税軽減20.5億円、離島補助4.4億円)
- ・県産業への負担増：44.7億円(税軽減37.7億円、離島補助7.0億円)

(5) 措置の必要性

①全国と沖縄のガソリン価格差

復帰後、本制度により沖縄県内のガソリン価格高騰が緩和され、県民生活及び産業経済の安定に重要な役割を果たしてきた。

一方、平成27年に県内製油所が石油精製を停止して以降、県外からの輸送費の増加等の影響によりガソリン価格が上昇している。

仮に本制度及び本制度を前提とした石油製品輸送等補助事業が廃止となれば、ガソリン価格が県全体で平均**6.67円/ℓ**上昇することが見込まれるため、制度の延長が必要である。

(単位：円/ℓ)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
沖縄	155.1	156.1	132.2	130.8	144.3	155.0	153.7	141.4
全国	157.1	158.1	131.6	124.8	136.4	149.8	146.8	135.9
価格差	▲ 2.0	▲ 2.0	0.6	6.0	7.9	5.2	6.9	5.5

典拠：資源エネルギー庁「給油所小売価格調査」

②沖縄本島と離島のガソリン価格差

平成25年度の石油製品輸送等補助事業の対象経費見直しにより、沖縄本島と離島の価格差は徐々に縮まってきているものの、依然として格差が存在している。

離島においてはその**散在性、狭隘性等の事情により本島以上に価格が高くならざるを得ない構造**にあるため、定住条件の整備を進めるためにも、軽減措置及び輸送費補助の継続が必要である。

(単位：円/ℓ)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
価格差	22	18	19	23	19	17	16	18	20

典拠：沖縄県調べ